

2018年12月10日
公益財団法人フジクラ育英会

『公益財団法人フジクラ育英会 募集要項』

1. 募集人員 各大学 1 名
2. 対象学生 学部生および大学院生（ただし、学部学生優先）
学年や学部・学科は問いません
3. 貸与金額 学部生 月額 30,000円（無利子）
大学院生 月額 40,000円（無利子）
貸与は2019年4月分から開始
4. 貸与期間 正規の最短修業年限の終期まで
5. 募集締切 2019年2月1日
6. 選考 選考委員会で選考し、2月に大学及び本人に直接連絡します。
7. 詳細 当会の奨学金に関する詳細は別添の奨学規程をご参照下さい。
応募に関してはそのうちの第1条、第2条をご覧ください。

8. 書類送付先及び問い合わせ先

〒135-8512

東京都江東区木場1-5-1

株式会社フジクラ フジクラビジネスサポート内

公益財団法人フジクラ育英会 担当：相原

TEL 03-5606-1304

以上

奨学規程

公益財団法人フジクラ育英会定款第四十三条の規定に基づき、この規程を定める。

（フジクラ育英会について）

フジクラ育英会は、藤倉電線株式会社（現 株式会社フジクラ）と同社元社長石橋五郎氏の寄付により、昭和 40 年 4 月設立された財団法人に発する公益財団法人です。

株式会社フジクラは明治 18 年に創業され、その古い歴史と高い技術水準により我国電線産業を代表する会社の一つですが、戦前の同社社長松本留吉氏等は、社会各界の発展は人材の育成が基盤となるとの一貫した考えから、育英事業を起こし広く人材を世に送り出してきました。

戦後の異常な経済情勢等からこの事業は中断の止むなきに至っておりましたが、四囲の情勢安定と共に伝統ある遺業復活の要望が高まり、昭和 40 年春を期して再興されたのであります。従って、本会事業は全く社会報顧の精神から行われているものであり、株式会社フジクラへの人材育成でなく、社会各界への人材育成を趣意としておりますので、奨学生諸君は自由な空気の中で勉学に励まれるよう希望します。

なおフジクラ育英会から奨学金を受けることと株式会社フジクラへの就職とは何の関係もありません。

フジクラ育英会に関する事務は下記で取扱っております。

株式会社フジクラ 内フジクラビジネスサポート

フジクラ育英会係

郵便番号 135-8512

東京都江東区木場 1 丁目 5 番 1 号

TEL 03 (5606)1304

第一章 募集

（奨学生の資格）

第 1 条 本会の奨学生となる者の資格は次の全てを満たすこととする。

- (1) 大学又は大学院に在学する
- (2) 学力、人物、健康ともにすぐれている
- (3) 学費の支弁が困難と認められる
- (4) 日本国籍を有する

奨学規程（平成 30 年 12 月 1 日一部改正）

（奨学生願書及び奨学生推薦書の提出）

第 2 条 奨学生志願者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- （1）奨学生願書（本会指定用紙に連帯保証人と連署、押印したもの）
- （2）在学証明書
- （3）在学学校長の推薦書
- （4）成績証明書
（学部 1 年次生は高校、その他は前年度成績証明書）
- （5）写真（5×4 cm 目安、L 版でも可）

（奨学生の採用）

第 3 条 奨学生の採用は、選考委員会が選考し、その結果を在学学校長及び奨学生志願者に通知する。

2 採用の通知と同時に奨学生番号を通知する。本会への届、連絡には必ず氏名の他に奨学生番号を書かなければならない。

3 奨学生として採用された者は、第 1 項の通知を受けた日から 1 ヶ月以内に連帯保証人と連署、実印にて押印した「誓約書」（様式 1）及び押印の印鑑証明を理事長あて提出しなければならない。

第二章 奨学金の交付

（奨学金の交付）

第 4 条 奨学生は三井住友信託銀行の本店又は支店に本人名義の普通預金口座を設け、奨学金振込先連絡票を提出しなければならない。奨学金はこの口座に送金する。なお、近くに、三井住友信託銀行の本店又は支店がない場合は他の銀行でもよい。

2 奨学金は 3 ヶ月分を 3 ヶ月毎に、当該月の 5 日以降受け取れるよう、奨学生の口座に振込む。（振込月は 4・7・10・1 月）なお、特別の事情があるときは、3 ヶ月以上を合わせて交付することができる。なお、最初の振込みは第 3 条 3 項の誓約書の提出の後とする。

（奨学生の種類と奨学金の額及び貸与期間）

第 5 条 奨学生の種類及び奨学生に貸与する奨学金の額は、次のとおりとする。

大学奨学生	月額	30,000 円
大学院奨学生	月額	40,000 円

2 前項の奨学金の貸与期間は、正規の最短修業年限による終期までとする。

（奨学金受領書の提出）

第6条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど、直ちに近況を書き添えて奨学金受領書を提出しなければならない。

（学業成績及び生活状況の報告）

第7条 奨学生は、毎年度末、学業成績及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

（奨学金の休止及び停止）

第8条 奨学生が休学し、又は長期に亘って欠席したときは奨学金の交付を休止することができる。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止することができる。

（奨学金の復活）

第9条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。

（奨学金の廃止）

第10条 奨学金が次の各号の一に該当すると認めたときは、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 傷病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

（奨学金の辞退）

第11条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

（連帯保証人）

第12条 連帯保証人は奨学生あるいは奨学生であった者の奨学金の返還債務を奨学生あるいは奨学生であった者に連帯して保証するものとする。

2 奨学生あるいは奨学生であった者が連帯保証人の選任・変更をする場合は、本会の同意を得なければならない。

第三章 奨学金の返還及び返還猶予

（奨学金借用書の提出）

第 13 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、「奨学金借用証書」（様式 2）を作成し、連帯保証人と連署のうえ、それぞれ実印で押印し、その印鑑証明とともに 1 ヶ月以内に提出しなければならない。

- (1) 卒業
- (2) 卒業していない場合であって、奨学金貸与期間が満了したとき
- (3) 第 10 条の規定により奨学金の交付を廃止されたとき
- (4) 奨学金を辞退したとき

2. 奨学生及び連帯保証人が本会からの請求にもかかわらず前項に定める奨学金借用証書の作成の義務を履行しない場合、前項各号に定める時期から 3 ヶ月の経過をもって返還未消額全部を一括返還するよう請求できるものとする。

3 第 1 項各号のいずれかに該当した場合は、1 ヶ月以内に「就職先等の届」（様式 3）を提出しなければならない。

（奨学金の利息）

第 14 条 奨学金の貸与は、無利息とする。

（奨学金の返還）

第 15 条 奨学生が第 13 条に基づいて作成する借用証書において、返還の開始は遅くとも貸与の終了した年度の翌々年度からでなければならない。また、返還を開始した年度を含み、貸与期間の 3 倍の年数以内に返還を終わらせなければならない。

2 前項の奨学金の返還は年賦とし、毎年度同じ金額を返還するものとする。毎年度の額は 100 円単位を四捨五入した 1,000 円単位の金額とする。100 円単位を四捨五入したことによる合計額との差額は最初の年あるいは最後の年において精算するものとする。なお、毎年度の返還額は、合計額を返還の期間の年数で除した金額との差額が 1 万円以内でなければならない。

- 3 第 1 項及び前項についてフジクラ育英会の判断によりこれと異なる返還条件を定めることができるものとする。
- 4 奨学生であった者はその都合により、いつでも奨学金を繰上げ返還することができる。
- 5 奨学金の返還は次の銀行口座への振込みに限る。なお、領収書は特に申し入れがある場合を除き、発行を省略する。

三井住友銀行
深川支店
普通預金口座
口座 No 4102925
口座名義 公益財団法人フジクラ育英会

- 6 本条第 1 項、第 2 項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、偽りの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたときは貸与した奨学金の全部又は一部につき、繰上げ償還させることができる。

（奨学金の返還猶予）

第 16 条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害により損害を被ったため返還が困難となったとき
- (2) 傷病により返還が困難となったとき
- (3) 大学、大学院又はこれと同程度の学校に在学するとき
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき

2 返還猶予の期間は、前項第 3 号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは、1 年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて 1 年ずつ延長することができる。ただし、第 5 号に該当するときは、通じて 5 年を限度とする。

（返還猶予の願出）

第 17 条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した「奨学金返還猶予願」（様式 4）を作成し、連帯保証人と連署のうえ、それぞれ実印で押印し、その印鑑証明とともに提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第 18 条 奨学生であった者より奨学金の返還猶予の願出があったときは、選考委員会において、審査決定し、その結果をかかると願出をした本人に通知する。

第四章 奨学金返還免除

（奨学金の返還免除）

第 19 条 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は心身の障害のためにその奨学金の返還が不能となったときは、その全部又は一部の返還を免除することがある。

（返還免除の願出）

第 20 条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人は、連帯保証人と連署のうえ、それぞれ実印で押印し、その印鑑証明とともに次の各号の種類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。

（1）死亡によるときは戸籍抄本、心身の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書

（2）返還不能の事実を証する書類

（返還免除願出の期限）

第 21 条 奨学金返還免除願は、返還不能の事由が生じた時から 1 年以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと認められるときは、更に 1 年以内その期限を延長することができる。

（返還免除の決定）

第 22 条 奨学金返還免除願の提出があったときは、選考委員会において審査決定し、その結果を奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人及び連帯保証人に通知する。

第五章 届出

（届出）

第 23 条 次の変更があった場合は所定の様式をもって 1 ヶ月以内に届けなければならない。ただし、奨学生又は奨学生であった者が病気その他の理由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

（1）奨学生又は奨学生であった者の氏名、住所、電話番号、職業、勤務先住所、勤務先電話番号、その他重要な事項（様式 5）「住所等変更届」

奨学規程（平成 30 年 12 月 1 日一部改正）

(2) 奨学生又は奨学生であった者の在学状況（休学、復学、留年、転校、転課、停学、退学、除籍、その他の処分（様式 6）「在学状況等変更届」

(3) 届出に使う印鑑（届出印）（様式 7）「届出印変更届」

なお、本会関係の事務手続に使う印鑑は奨学生願書に押印した印鑑（届出印）を使わなければならない。ただし、実印が必要な場合は実印を使わなければならない。

(4) 連帯保証人の氏名、住所、電話番号、職業、勤務先住所、勤務先電話番号、その他重要な事項（様式 8）「連帯保証人変更届」

なお、連帯保証人が死亡の場合は代替りの連帯保証人を立てなければならない。届出にあたっては変更後の連帯保証人の印鑑証明を添付しなければならない。

第六章 補則

（実施細目）

第 24 条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

（規程の変更）

第 25 条 この規程を変更しようとするときは、公益財団法人フジクラ育英会定款第四十三条の定めるところによる。

付則

この規程は文部科学大臣の承認のあった日から施行する。

付則（平成 30 年 12 月 1 日一部改正）

この規程の一部変更は、同日から施行する。